

保護者の皆様へ

神戸市

新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合の登園について

日頃から本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症へ移行されることに伴い、本市における対応を、当面の間下記の通りとします。

保護者の皆様には何卒ご理解の程宜しくお願ひします。

記

●新型コロナウイルス感染症と診断された場合

1. 新型コロナウイルス感染症と診断されたら、園へご連絡ください。
2. 新型コロナウイルス感染症の場合、以下の条件を満たさなければ登園できません。
 ・**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過している。**
3. 登園する日に、必要事項を記入した「登園届（新型コロナウイルス感染症用）」を園に提出してください。
4. 「登園届（新型コロナウイルス感染症用）」は神戸市HPからダウンロードできます。

神戸市トップページ > 子育て・教育 > 乳幼児期（0～5歳） > 事業者の方へ > 教育・保育施設を運営している事業者の方へ > 感染症回復後の再登園（意見書・登園届の様式）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a65174/kosodate/yochien/hoikujo/nursery/saitoen-yoshiki.html>

		発症後、最低5日間は登園できません							
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した日に○		○	1日目				登園可能		
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した日に○							○	1日目	登園可能
		症状が軽快した後1日を経過するまでは登園できません							

●濃厚接触者の場合

これまで、濃厚接触者となった園児は「陽性者と最後に接触があった日の翌日から5日間」は登園不可でしたが、令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、行動制限及びその協力要請は行われないこと等を踏まえ、今後は登園可能となります。

ただし、体調には十分に注意し、少しでも普段と異なる症状がある場合には無理をせず、休養してください。